

笠松町下水道事業経営戦略

平成31年2月

笠松町水道課

目 次

ページ

1. 経営戦略の策定に当たって【経営戦略の策定の趣旨】	1
(1) 経営戦略策定の経緯	1
(2) 笠松町における経営戦略	2
2. 事業概要	3
(1) 事業の現況	3
① 沿革等	3
② 施設の概要	3
③ 使用料	3
④ 組織	4
(2) これまでの主な経営健全化の取組み	4
(3) 経営分析	5
(4) 経営の課題	7
① 水洗化率の向上	7
② 一般会計からの基準外繰入金の抑制	7
③ 地方公営企業法の適用（法適化）の必要性について	8
④ 職員配置の適正化、人材育成の推進	9
3. 将来の事業環境	10
(1) 施設の見通し	10
① これまでの下水道整備	10
② これからの下水道整備	11
(2) 有収水量の予測と使用料収入の見通し	13
① 人口	13
② 有収水量と使用料収入	14
(3) 組織の見通し	15
① 現状	15
② 法適化後	15
③ 包括的民間委託の検討	16
4. 経営の基本方針	17

5. 経営基盤強化への取り組み	・ ・ ・ ・	17
（1）経営状況の「見える化」への対応	・ ・ ・ ・	17
（2）使用料収入への対応	・ ・ ・ ・	17
① 水洗化率の向上	・ ・ ・ ・	17
② 使用料の改定	・ ・ ・ ・	19
③ 検討のまとめ	・ ・ ・ ・	20
④ 笠松町上下水道事業経営審議会	・ ・ ・ ・	21
（3）企業債への対応	・ ・ ・ ・	22
（4）投資の合理化	・ ・ ・ ・	22
（5）その他の取り組み	・ ・ ・ ・	22
（6）収支計画の算出方法	・ ・ ・ ・	23
6. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	・ ・ ・ ・	24
7. その他資料		
投資・財政計画（収支計画）	収益的収支	別表 1
投資・財政計画（収支計画）	資本的収支	別表 2
語句の解説		
西暦・元号対照表		

1. 経営戦略の策定に当たって【経営戦略の策定の趣旨】

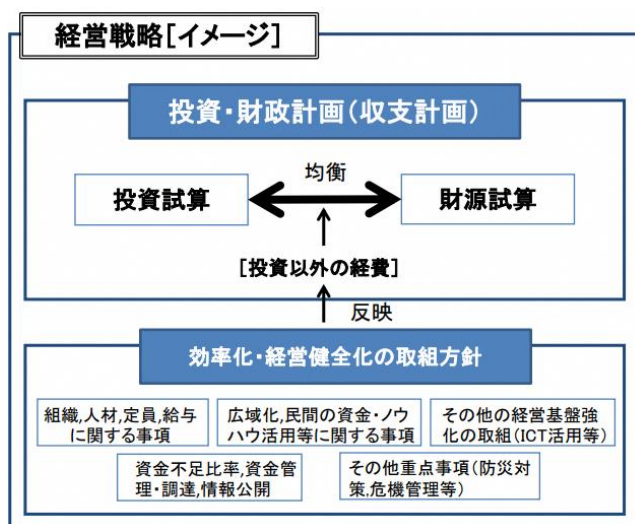
(1) 経営戦略策定の経緯

公営企業を取り巻く環境は年々厳しさを増しており、今後は、人口減少に伴う使用料収入の減少、高度経済成長期に設置した施設の老朽化対策に伴う費用の増加などが見込まれており、現在の状況を前提とした経営の効率化・健全化だけでは、将来にわたる安定的な事業の継続が難しいとされています。このため、将来にわたって安定的にサービスが提供できるよう、効率的・安定的な事業を行い、経営の基盤強化に一層努める必要があります。

このような中、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むために、総務省から「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成 26 年 8 月 29 日付 総務省自治財政局公営企業課長等通知）や「経営戦略の策定推進について」（平成 28 年 1 月 26 日付 総務省自治財政局公営企業課長等通知）が発出され、公営企業の経営戦略の策定が要請されています。

また、経済・財政再生計画改革工程表（平成 27 年 12 月 24 日経済財政諮問会議）においては、平成 32 年度までに公営企業の経営戦略策定率を 100%にするとしており、全ての公営企業で策定が求められています。

経営戦略は、公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画であり、経営戦略の中心となる「投資・財政計画」は、施設・設備に関する投資の見通しを試算した「投資試算」と使用料収入や企業債などの財源の見通しを試算した「財源試算」を構成要素とします。経営戦略においては、投資以外の経費も含めた上で、収入と支出が均衡するように経営健全化の取組等を検討する必要があります。



出典：「公営企業の経営に当たっての留意事項について」

(平成 26 年 8 月 29 日付 総務省自治財政局公営企業課長等通知) の概要

（２）笠松町における経営戦略

笠松町の下水道事業は、木曽川右岸流域下水道関連笠松町公共下水道事業として、昭和 63 年に中心市街地及び流域下水道幹線沿線の約 246ha の区域について当初認可を受け、以来順次事業計画区域及び整備区域の拡大を図り、現在、事業計画の予定処理区域面積は約 668ha となっています。

平成 30 年 3 月 31 日現在の整備面積は約 508ha で、事業計画の予定処理区域面積の約 76%の整備率となっており、今後も引き続き、下水道整備を進めていく予定です。

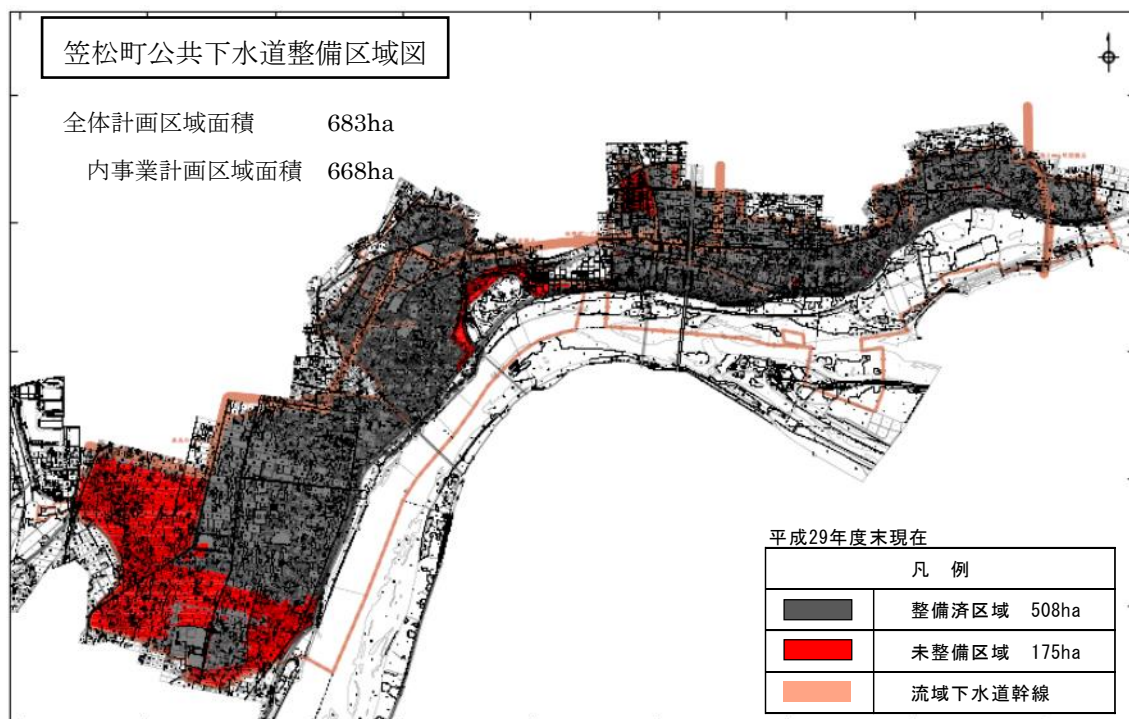
下水道整備については、平成 26 年 1 月に、国が三省（国土交通省、環境省、農林水産省）統一で策定した「持続的な污水处理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」において、「今後 10 年程度で污水处理の概成を目指す（アクションプラン）」、「既整備区域の効率的な改築・更新や運営管理手法（20～30 年の長期計画）」について検討する旨が示され、これを基に平成 28 年 7 月に、岐阜県において「岐阜県污水处理施設整備構想策定の基本方針」及び「岐阜県污水处理施設整備構想市町村作業マニュアル」が示されました。この県マニュアルを基に笠松町では平成 28 年度に「笠松町污水处理施設整備構想」を策定しており、下水道整備については平成 37 年度末までに概成することとなっております。また、平成 30 年 5 月頃に実施しました、松枝地域の下水道未整備区域の方を対象とした住民アンケートの結果からも、下水道整備を強く希望される結果となっており、今後平成 37 年度末までに集中的に投資が必要な状況となっております。

このような状況の中、笠松町は下水道事業の経営基盤をより強固なものにする必要があるため、経営戦略を策定することとします。

計画期間は、中期的な視点から経営基盤の強化等に取り組むことができるよう平成 31 年度から平成 40 年度までの 10 年間とします。

また、平成 31 年 5 月から新元号となりますが、本経営戦略策定時においては、便宜上「平成」を使用しております。

※ ha ヘクタール（1ha=10,000㎡）



2. 事業概要

(1) 事業の現況

① 沿革等

笠松町は岐阜県の南部に位置し、岐阜市を中核とする岐阜都市圏に属し、名古屋市を中心とした半径 30 km の円周上に位置し、時間的には 30 分前後の短時間で名古屋市と結ばれており、平成 30 年 3 月 31 日現在の人口は 22,335 人となっています。笠松町の下水道事業は、岐阜県が行う木曽川右岸流域下水道に接続しています。

木曽川右岸流域下水道は、10 市町の汚水を処理する下水処理場（岐阜県各務原浄化センター）と流域下水道幹線管渠を有し、これに接続する市町は、各家庭などからの汚水を集める管渠網を整備します。

笠松町では、昭和 63 年から下水道整備に着手し、平成 4 年 4 月より順次供用を開始し、平成 30 年 3 月 31 日現在で整備面積約 508ha、下水道区域内普及率は、約 88% となっています。

② 施設の概要

平成 30 年 3 月 31 日現在

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成 4 年度 (供用開始後 26 年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適用 (H31. 4. 1 全部適用予定)
処理区域内人口密度	38.6 人/ha	流域下水道等への 接続の有無	有
処理区数	7 処理分区(松枝、笠松南、笠松北、金池、円城寺、下羽栗、米野)		
処理場数	該当なし(岐阜県各務原浄化センター)		
広域化・共同化・ 最適化実施状況	事業開始時点から流域下水道に接続している。		

③ 使用料

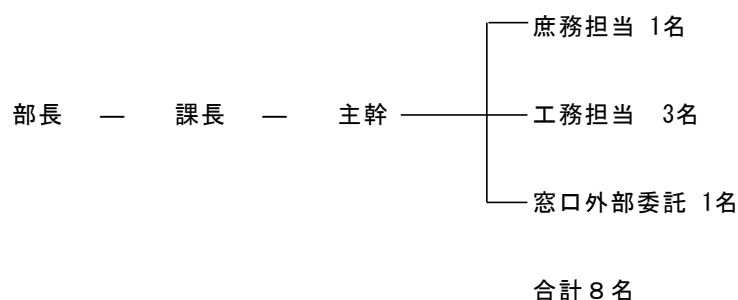
一般家庭使用料体系 の概要・考え方	基本使用料：20 m ³ まで、2,138 円(消費税込) (2 ヶ月当り) 従量使用料：21 m ³ ～1,000 m ³ 118 円/m ³ 1,001 m ³ ～ 138 円/m ³		
業務用使用料体系の 概要・考え方	該当なし		
その他の使用料体系 の概要・考え方	該当なし		
条例上の使用料*1 (20 m ³ あたり)	平成 27 年度 2,138 円	実質的な使用料*2 (20 m ³ あたり)	平成 27 年度 2,462 円
	平成 28 年度 2,138 円		平成 28 年度 2,463 円
	平成 29 年度 2,138 円		平成 29 年度 2,471 円

*1 条例上の使用料とは、一般家庭における 20 m³あたりの使用料をいう。

*2 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に 20 m³を乗じたものをいう。

④ 組織（平成 30 年 4 月 1 日現在）

建設水道部水道課で下水道事業に従事する職員



（２）これまでの主な経営健全化の取組み

平成 3 年 9 月に下水道条例を制定し、平成 9 年 3 月に消費税率が 3 % から 5 % に改正されたことに伴う値上げを行い、その後、平成 24 年 12 月に基本使用料、超過使用料をそれぞれ 20% 値上げしています。下水道事業は、下水道使用料と国庫補助金、一般会計の繰入金等を財源として経営をしています。地方公営企業は経営に要する経費は経営に伴う収入（使用料）をもって充てる独立採算制を原則としています。ただし、その性質上企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費等については、一般会計等が負担するものとされており、国から毎年通知される「地方公営企業繰出金について」を基準として一般会計から下水道事業に繰り入れることとなっています。しかしこの基準に基づく繰入（以下、「基準内繰入」）だけでは経営が成り立たず、基準に基づかない繰入（以下、「基準外繰入」）を行うことにより、事業を継続している状況です。基準外繰入の存在は、下水道を利用していない方にも負担していただくこととなり、また、笠松町の財政にも大きな負担となっていることから平成 24 年度に基準内繰入のみとなるよう試算を行いました。その結果、65% 値上げしないと基準外繰入を無くすことができないことが解りましたが、激変緩和、近隣市町の使用料を考慮し、20% の改定とし、また今後も段階的に値上げを行い基準外繰入を無くすこととしました。この改定の後、平成 25 年 12 月に消費税率が 5 % から 8 % に改正されたことに伴う値上げを行いました。基準外繰入が解消されないまま、現在に至ります。

条例公布	基本使用料	超過使用料		量水器使用料	備考
	10 m ³	11～500 m ³	501 m ³ ～		
H3 年 9 月	850 円	95 円	110 円	200 円	税込 (3 %)
	825 円	92 円	107 円	195 円	税抜
H9 年 3 月	866 円	96 円	112 円	204 円	税込 (5 %)
	825 円	92 円	107 円	195 円	税抜
H24 年 12 月	1,039 円	115 円	134 円	204 円	税込 (5 %)
	990 円	110 円	128 円	195 円	税抜
H25 年 12 月	1,069 円	118 円	138 円	210 円	税込 (8 %)
	990 円	110 円	128 円	195 円	税抜

(3) 経営分析

経営指標

下水道事業の経営の現状を把握するために用いられる経営指標には、以下のものがあります。

ア) 収益的収支比率	$\frac{1 \text{ 年間の総収益}}{(1 \text{ 年間の総費用} + \text{元利償還金※})} \times 100$ 使用料収入や一般会計からの繰入金等の総収益で、総費用に元利償還金を加えた費用をどの程度賄えているかを示します。
イ) 企業債残高対事業規模比率	$\frac{(\text{総企業債残高} - \text{一般会計負担額})}{1 \text{ 年間の使用料収入}} \times 100$ 使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を示します。
ウ) 水洗化率	$\frac{\text{公共下水道を実際に使用している人口}}{\text{公共下水道を使用できる人口}} \times 100$ 整備区域内人口のうち、公共下水道を使用している人口の割合を示します。
エ) 使用料単価	$\frac{1 \text{ 年間の使用料収入}}{1 \text{ 年間の有収水量※}}$ 有収水量 1 m³あたりの使用料収入。 総務省は「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(平成 26 年 8 月)において使用料単価として 150 円/m³を確保すべきとしています。
オ) 汚水処理原価	$\frac{(1 \text{ 年間の汚水処理に係る維持管理費} + \text{元利償還金※})}{1 \text{ 年間の有収水量※}}$ 有収水量 1 m³あたりの汚水処理費を示します。汚水処理費は維持管理費と資本費です。
カ) 汚水処理原価(維持管理費)	$\frac{1 \text{ 年間の汚水処理に係る維持管理費}}{1 \text{ 年間の有収水量※}}$ 有収水量 1 m³あたりの維持管理費を示します。
キ) 汚水処理原価(資本費)	$\frac{\text{元利償還金※}}{1 \text{ 年間の有収水量※}}$ 有収水量 1 m³あたりの元利償還金
ク) 経費回収率	$\text{使用料単価} \div \text{汚水処理原価} \times 100$ 汚水処理に要した費用を、使用料でどの程度賄えているかを示します。100%を超えると維持管理費と元利償還金が賄えている状態となります。

※元利償還金 地方公営企業が行う建設改良事業等に要する資金に充てるために起こした企業債の元金の返済金と利息を合わせた額をいいます。

※有収水量 水道メータ値等で検針し、使用料の対象となる水量をいいます。

下水道事業の経営指標の実績と目標

経 営 指 標		実 績					目 標	
		H25	H26	H27	H28	H29	H35	H40
経営の健全性	収益的収支比率(%)	62.69	63.43	64.08	64.35	75.39	82.13	93.22
	企業債残高対事業規模比率(%)	1,383.75	1,269.70	1,089.80	1,132.81	1,178.97	1,156.45	883.12
施設の効率性	水洗化率(%)	78.9	79.4	79.7	81.0	81.1	83.5	85.9
経営の効率性	使用料単価(円/㎡)	120	123	123	123	123	154	165
	汚水処理原価(円/㎡)	256	252	248	245	206	212	200
	汚水処理原価(維持管理費)(円/㎡)	98	95	96	107	97	93	93
	汚水処理原価(資本費)(円/㎡)	158	157	152	138	109	119	107
	経費回収率(%)	47.1	48.9	49.6	50.3	60.0	72.3	82.6

上記の実績を踏まえ、現状の経営指標の評価を下表に示します。

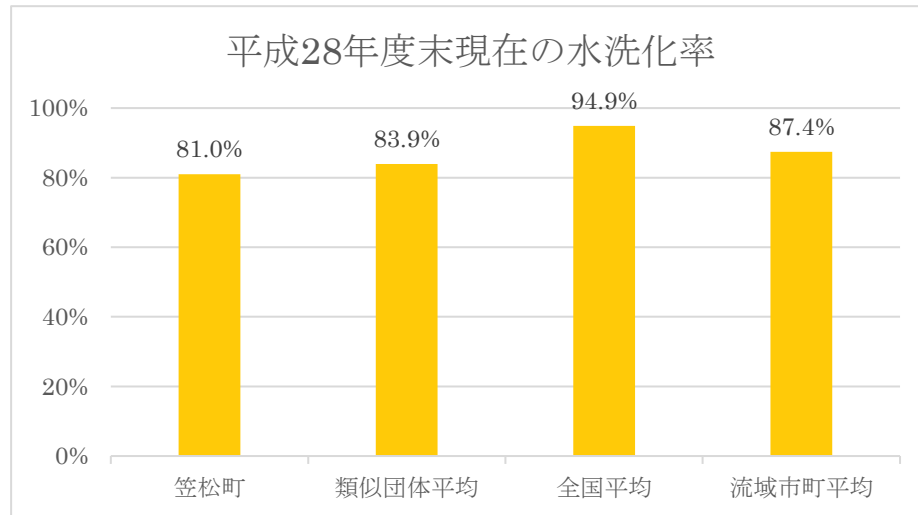
現状の経営指標の評価

経営指標	評 価
収益的収支比率	単年度収支が黒字であることを示す 100%に対して大きく下回っており、使用料以外の収入に依存している状況です。H29 年度は、基準内繰入金の算定方法を総務省の基準に変更したことに伴う一時的な増加であることから、単年度収支を黒字にするよう使用料の改定など経営改善が必要です。
企業債残高対事業規模比率	使用料収入に対して企業債残高が 10 倍以上と大きくなっていることを示しており、今後の建設費に伴う起債借入額に注意する必要があります。
水洗化率	増加傾向ではあるものの、微増に留まっています。公共用水域の水質保全や、使用料収入の増加等の観点から 100%となっていることが望ましく、現状では汚水処理が適切に行われておらず、水質保全の観点から問題が生じる可能性があります。また、使用料収入を増加させるためにも水洗化率の向上の取組が必要です。
使用料単価	総務省の示す 150 円/㎡を大きく下回っており、今後の投資計画、維持管理計画等を考慮した財政収支の見通しから、必要に応じて使用料を改定することを検討しなければなりません。
汚水処理原価 汚水処理原価 (維持管理費) 汚水処理原価 (資本費)	汚水処理原価のうち、汚水処理原価(維持管理費)は H28 年度は法適化に伴い新台帳図システムを導入したことによる増加はあったものの、概ね横ばい傾向であり、引続き増加しないよう維持管理費の低減を図る必要があります。 汚水処理原価(資本費)については、若干減少傾向であるものの、全体に占める割合が 5 割以上と非常に高いことから、今後投資の効率化や水洗化率の向上による有収水量を増加させる取組といった経営改善が必要です。
経費回収率	使用料で回収すべき経費を全て使用料で賄えている状態が 100%以上であり、この数値が大きく 100%を下回っています。これは汚水処理に係る費用が使用料以外の収入により賄われていることを意味するため、適正な使用料収入の確保及び汚水処理費の削減が必要です。

(4) 経営の課題

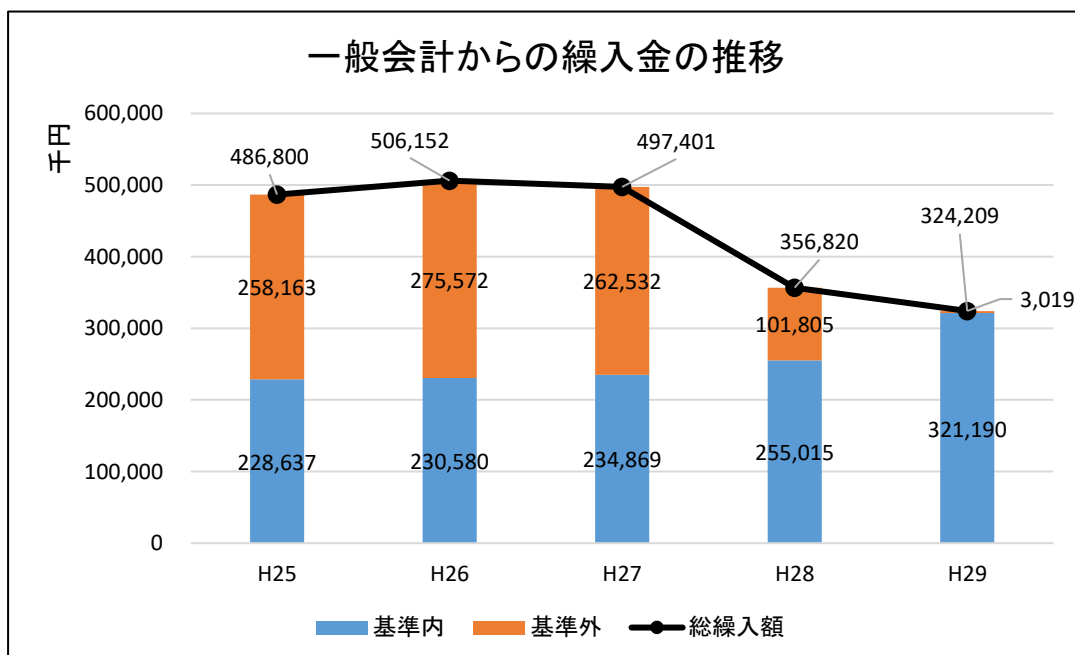
① 水洗化率の向上

平成 28 年度末現在の水洗化率は、下図のとおりです。笠松町の水洗化率は 81.0%、また、「経営比較分析表（総務省）」によれば、類似団体平均は 83.9%、全国平均 94.9%、木曽川右岸流域の笠松町を除く関連 9 市町の平均は 87.4%となっており、大変低い状況にあり、水洗化率の向上は重要な課題です。



② 一般会計からの基準外繰入金の抑制

平成 27 年度までは総繰入額は概ね 5 億円で推移していましたが、平成 28 年度から一般会計の負担を抑制するため、資本費平準化債という起債をすることにより、大幅に繰入額が減っています。平成 29 年度に基準内繰入金額が増加し、基準外繰入金額が減少したのは、総務省の繰出金通知に基づく考え方に変更したためです。この推移からすると基準外繰入金は少額となり、問題ないように見えますが、地方公営企業法を適用すると、この基準内繰入金の額が大幅に減少し、基準外繰入金が発生してしまうことが解っています。



③ 地方公営企業法の適用（法適化）の必要性について

地方公共団体の財政状況は、年々厳しさを増しており、行政改革や財政健全化に取り組んでいるなかで、下水道事業は、一般的に地方公共団体の財政運営に与える影響が大きいと、経営基盤の強化が急務となっています。

下水道事業の経営基盤の強化においては、長期的に安定した経営を持続していくために、経営の健全性や計画性・透明性の向上を図ることが求められており、法適化はその取り組みの柱の一つとされています。

平成 27 年 1 月には、総務省から「公営企業会計の適用の推進について（要請）」（平成 27 年 1 月 27 日付総務大臣通知）による公営企業会計の導入の要請がなされ、「地方公営企業法の適用に関するマニュアル」も示されたところです。

「公営企業会計の適用の推進について（要請）」（平成 27 年 1 月 27 日付総務大臣通知）の概要

計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等をより的確に行うため、公営企業会計の適用に取り組むことを要請

- i 平成 27 年度から平成 31 年度までを公営企業会計適用の「集中取組期間」とする。
- ii 下水道事業及び簡易水道事業を「重点事業」と位置付け。
 - ・都道府県及び人口 3 万人以上の市区町村等については、公共下水道、流域下水道、簡易水道事業の移行が必要。人口 3 万人未満の市町村についてもできる限り移行が必要。
 - ・その他の事業も実情に応じて移行が望ましい。

法適化におけるメリットは以下のとおりです。

経営成績や財政状態の明確化	弾力的な企業経営
①発生主義の採用	①予算に拘束されない弾力的な支出
②複式簿記の採用	②効率的・機動的な資産管理
③損益取引と資本取引との区分	③職員の経営意識の向上
④決算の早期化	
⑤使用料対象原価の明確化	

地方公営企業法の任意適用事業である下水道事業においても、総務省の正式な要請が出されたことにより、他の地方公共団体においても公営企業会計導入の機運が高まっているところであり、岐阜県各務原浄化センターを所管する岐阜県及び笠松町を除く流域関連 9 市町についても平成 32 年 4 月までに法適化する予定です。笠松町においても平成 31 年 4 月から法適化するよう現在移行作業を行っています。

笠松町の法適化の移行作業は、平成 27 年度に研修参加や独自の県内 3 万人未満の自治体アンケートを行い準備を開始しました。平成 28 年度に総務省における「地方公営企業等経営アドバイザー派遣事業」を活用し、その講評結果を基に、総務省の「人材ネット事業」を活用し、全体事業費を削減しつつ、作業の実施主体を職員が行うことで人材育成も含め、当初全部委託で費用が多額となるところ、システム改修費用、アドバイザー業務費用のみとしています。

④ 職員配置の適正化、人材育成の推進

下水道事業の健全な経営の継続に向け、効率的な組織の運営や、職員の定員の適正化に取り組んできました。

しかし、現状の運営を継続し、適正な施設管理を維持するためには、定員が最低限となっており、これ以上の定員の削減はできない状況にあります。また、平成 31 年 4 月から予定している下水道事業の法適化後は、企業会計を導入することなどにより、様々なメリットがありますが、同時に下記表のとおり事務量は増加します。

項 目	内 容
予算編成	・ 予定貸借対照表の作成 ・ 前年度予定貸借対照表、前年度予定損益計算書の作成 ・ 予定キャッシュフローの作成 ・ 経営戦略で策定した経営目標・経営方針に従った予算の作成
予算執行管理	・ 一般会計からは予算等システムのにも分離され、全て企業会計側で管理する
伝票管理	・ 会計課での一括管理から除かれるため、全て企業側で管理する
決算事務	・ 一般会計で作成していた事務が企業会計側で対応が必要となる
固定資産管理	・ 資産台帳登録、除却の事務が発生 ・ 減価償却費、長期前受金など公営企業独自の考え方を理解する必要がある
月次監査	・ 会計課での一括対応から除かれるため、全て企業会計側で対応が必要となる
資金管理	・ 一般会計の口座から独立することから、資金不足とならないよう常に管理する必要がある ・ 繰入、国費の入金、起債の入金時期の計画を策定する必要がある
滞納整理の強化及び水洗化の促進	・ 適正な一般会計との負担区分の基で、独立採算を継続していくためには、使用料収入を今まで以上に適正に徴収していかなければならない
経営戦略の事後検証	・ 適正な時期に事後検証、見直しをしなければならない
工事	・ 汚水処理構想、経営戦略を具体的に実行していくため、平成 37 年度末までは、集中的な投資が必要。特に国庫補助金は、平成 37 年度からは、現状の補助対象の 1/2 の交付条件を減額することなどが検討されており、投資金額の大きい主要な部分や費用対効果の高い地域は、平成 37 年度末までに確実に整備を終了させなくてはならない

このような事務量の増加には、経費が増加しますが、職員配置について、増員で対応するか、民間ノウハウを活用し、委託できるものはできるだけ民間へ委託するなどの対応を検討しなければなりません。

また、技術者の高齢化により、培われた知識、技術の継承が全国で問題となっています。さらに、下水道事業の経営改善、情報化社会への対応、下水道の新技术への対応等、新たな知識・技術の習得も行っていかななくてはなりません。

笠松町においても例外ではなく、より効率的に業務を行うため、人材確保、人材育成が課題となります。

3. 将来の事業環境

(1) 施設の見通し

①これまでの下水道整備

下水道の整備は、平成 30 年 3 月 31 日現在で整備面積約 508ha、下水道区域内普及率は、約 88%となっています。なお、今後の整備は、「笠松町污水处理施設整備構想」を基に平成 37 年度末までに 83.8ha、さらにその後平成 47 年度末までに 90.9ha を予定しています。

各年度 3 月 31 日現在

	町人口 (人)	整備面積 (ha)	処理人口 (人)	水洗人口 (人)	普及率 (%)	水洗化率 (%)
H 元年度		0.0	0	0	—	—
H 2 年度	21,795	7.8	0	0	—	—
H 3 年度	21,543	24.3	0	0	—	—
H 4 年度	21,479	40.0	844	419	3.9	49.6
H 5 年度	21,328	70.3	1,420	1,019	6.7	71.8
H 6 年度	21,226	112.5	2,917	2,339	13.7	80.2
H 7 年度	21,256	160.4	5,462	4,138	25.7	75.8
H 8 年度	21,444	181.0	7,823	5,793	36.5	74.1
H 9 年度	21,558	222.2	9,115	6,831	42.3	74.9
H10 年度	21,552	243.2	10,730	8,061	49.8	75.1
H11 年度	21,586	252.1	11,840	8,959	54.9	75.7
H12 年度	21,667	276.2	12,520	9,552	57.8	76.3
H13 年度	21,751	303.6	13,524	10,360	62.2	76.6
H14 年度	21,813	317.6	14,884	11,329	68.2	76.1
H15 年度	21,715	343.6	15,596	12,034	71.8	77.2
H16 年度	22,215	350.9	16,656	12,868	75.0	77.3
H17 年度	22,009	355.2	17,174	13,365	78.0	77.8
H18 年度	22,043	362.1	17,289	13,559	78.4	78.4
H19 年度	22,025	369.5	17,449	13,800	79.2	79.1
H20 年度	22,027	384.7	17,720	14,067	80.4	79.4
H21 年度	22,143	403.0	18,298	14,416	82.6	78.8
H22 年度	22,129	432.2	18,686	15,026	84.4	80.4
H23 年度	22,138	447.2	17,525	14,305	79.2	81.6
H24 年度	22,162	454.6	18,324	14,695	82.7	80.2
H25 年度	22,434	466.8	18,729	14,910	83.5	79.6
H26 年度	22,504	483.8	18,953	15,219	84.2	80.3
H27 年度	22,524	494.3	19,157	15,463	85.1	80.7
H28 年度	22,457	502.5	19,400	15,708	86.4	81.0
H29 年度	22,335	508.2	19,638	16,060	87.9	81.8

②これからの下水道整備

これからの下水道の整備は、平成 28 年度に策定した「笠松町污水处理施設整備構想」の実現を目標としています。この構想では、平成 37 年度末までに概成する計画となっており、概成とは、具体的な数値目標で公共下水道の普及率で 95%以上を達成することです。

笠松町污水处理施設整備構想の目標値

	平成 30 年 4 月 1 日現在	目標(平成 37 年度末)
普及率	88.6%	95.0%以上

平成 28 年度に策定した「笠松町污水处理施設整備構想」では、整備予定区域については定まっていますが、整備の優先順位については定まっていないことから、要望の多い区域から整備を進めるために、平成 30 年 5 月に住民アンケートを実施しました。アンケート結果は以下のとおりです。

【下水道整備に関するアンケート調査について】

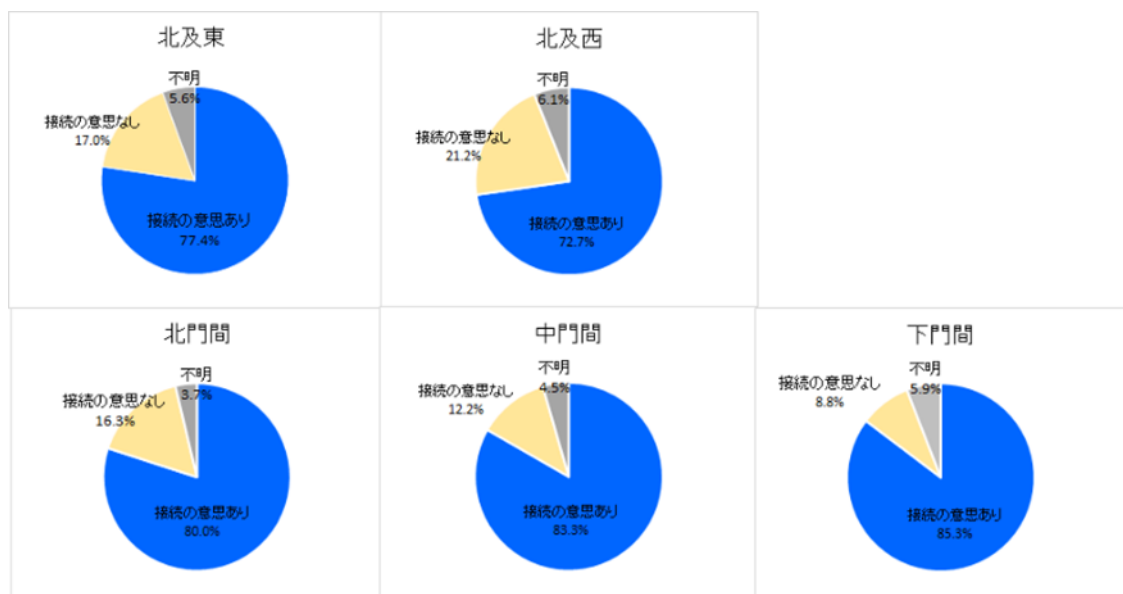
調査対象 : 平成 30 年 4 月 1 日現在、下水道未整備区域にお住まいの方 (672 世帯)

有効回答数 : 323 世帯 (回答率 48.1%)

調査内容 : 下水道区域になった場合に下水道に接続する意思があるか等

実施期間 : 平成 30 年 5 月 17 日から平成 30 年 5 月 31 日

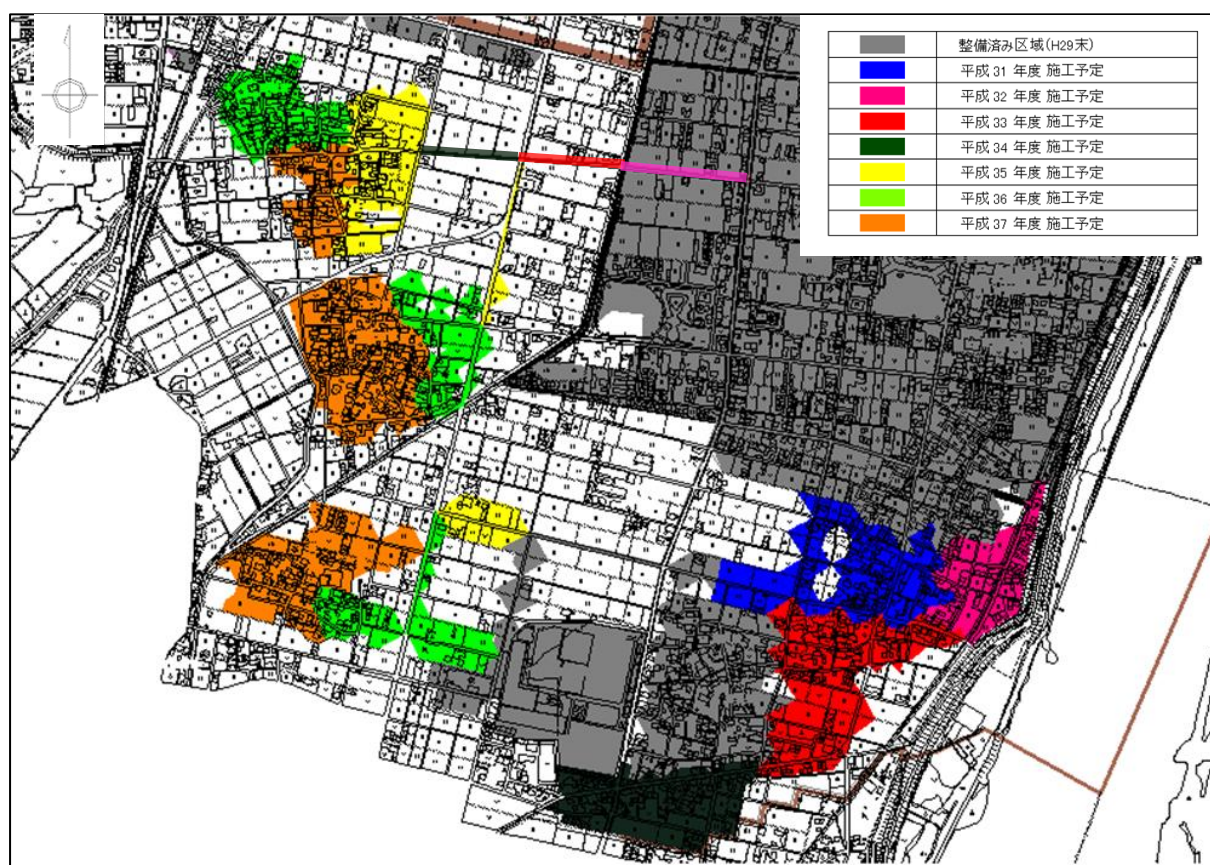
	対象世帯数	回答世帯数	回答率	下水道への接続について								
				接続の意思あり(接続見込率)					接続しない	その他		
					1 年以内	2～3 年	4～5 年	時期未定				
北及東	96	53	55.8%	41 (77.4%)	24 (59%)	0 (0%)	0 (0%)	17 (41%)	9 (17.0%)	3 (5.6%)		
北及西	133	66	49.6%	48 (72.7%)	28 (58%)	2 (4%)	0 (0%)	18 (38%)	14 (21.2%)	4 (6.1%)		
北門間	189	80	42.3%	64 (80.0%)	32 (50%)	4 (6%)	3 (5%)	25 (39%)	13 (16.3%)	3 (3.7%)		
中門間	168	90	53.6%	75 (83.3%)	42 (56%)	10 (13%)	0 (0%)	23 (31%)	11 (12.2%)	4 (4.5%)		
下門間	87	34	39.1%	29 (85.3%)	17 (59%)	0 (0%)	1 (3%)	11 (38%)	3 (8.8%)	2 (5.9%)		
計	672	323	48.1%	257 (79.6%)	143 (56%)	16 (6%)	4 (2%)	94 (36%)	50 (15.5%)	16 (4.9%)		



アンケート対象世帯の約半数から回答をいただき、その回答者の約80%が下水道に接続したいという結果でした。下水道に接続したい主な理由としては、「環境を良くしたい（側溝のにおい、蚊やハエの発生等の改善）」や「浄化槽の維持管理を自分でする必要がないため」との回答が多くありました。また、下水道に接続しないと回答した方の主な理由としては、「現状に満足しているため」、「宅地内の排水設備工事費が高いため」との回答が多くありました。自由意見解答欄には、早急な下水道整備を求める意見がある一方で、宅地内の工事費が高額で経済的な負担が大きいという意見もありました。

アンケート結果により要望の高い地域から優先して整備を進める考えでしたが、整備の優先度を判定するまでの地域的な差はみられないため、整備順序については、現在進めている北及地区から順次拡大し、北門間、中門間、下門間の各地区については、概ね同時期に整備を終えるよう計画しています。

下図に整備順序を示しておりますが、着色部分は、「笠松町污水处理施設整備構想」により平成37年度末までに整備を行う予定です。未着色部分は、平成38年度以降に要望が多く、費用対効果の高い地域から順次整備を行い、平成47年度末までに、完了する予定です。



各年度の整備面積及び事業費については、以下の表のとおりです。

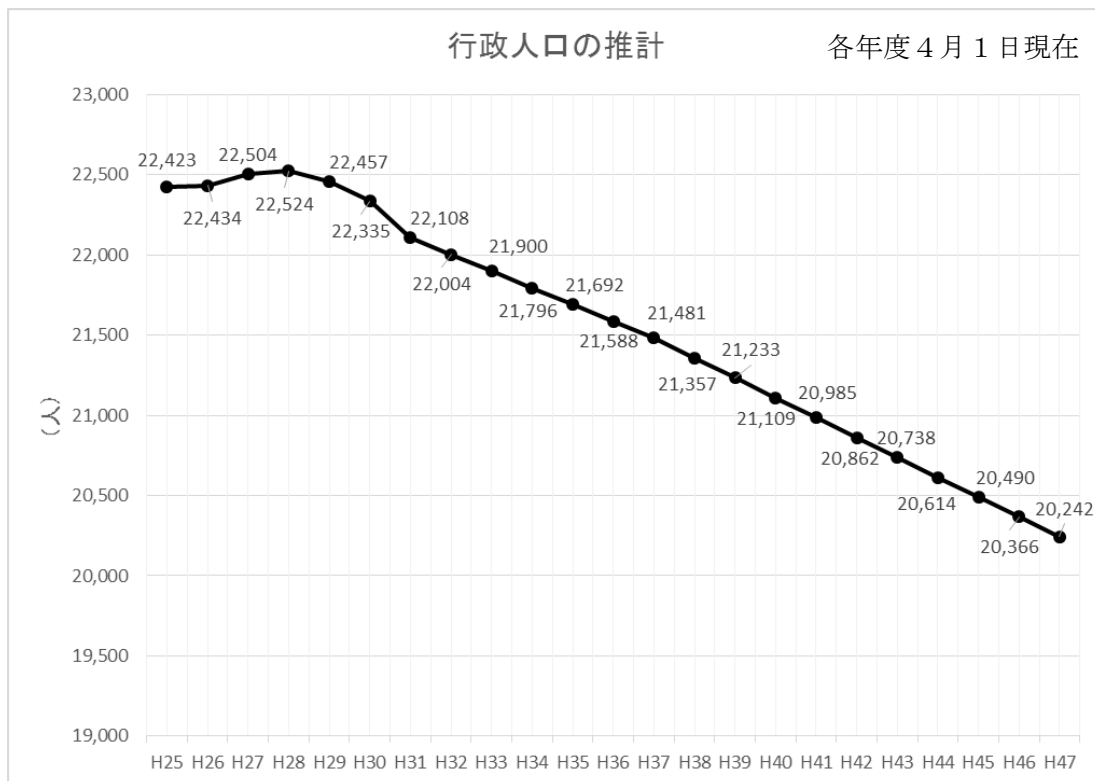
財源内訳	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40
整備面積 (ha)	12	12	12	12	12	12	11.8	9.1	9.1	9.1
総事業費 (円)	218,591,486	218,591,486	218,591,486	218,591,486	218,591,486	218,591,486	218,591,486	218,591,486	218,591,486	218,591,486
国費 (円)	90,100,000	90,100,000	90,100,000	90,100,000	90,100,000	90,100,000	90,100,000	90,100,000	90,100,000	90,100,000
起債 (円)	117,400,000	117,400,000	117,400,000	117,400,000	117,400,000	117,400,000	117,400,000	117,400,000	117,400,000	117,400,000
単独費 (円)	11,091,486	11,091,486	11,091,486	11,091,486	11,091,486	11,091,486	11,091,486	11,091,486	11,091,486	11,091,486

(2) 有収水量の予測と使用料収入の見通し

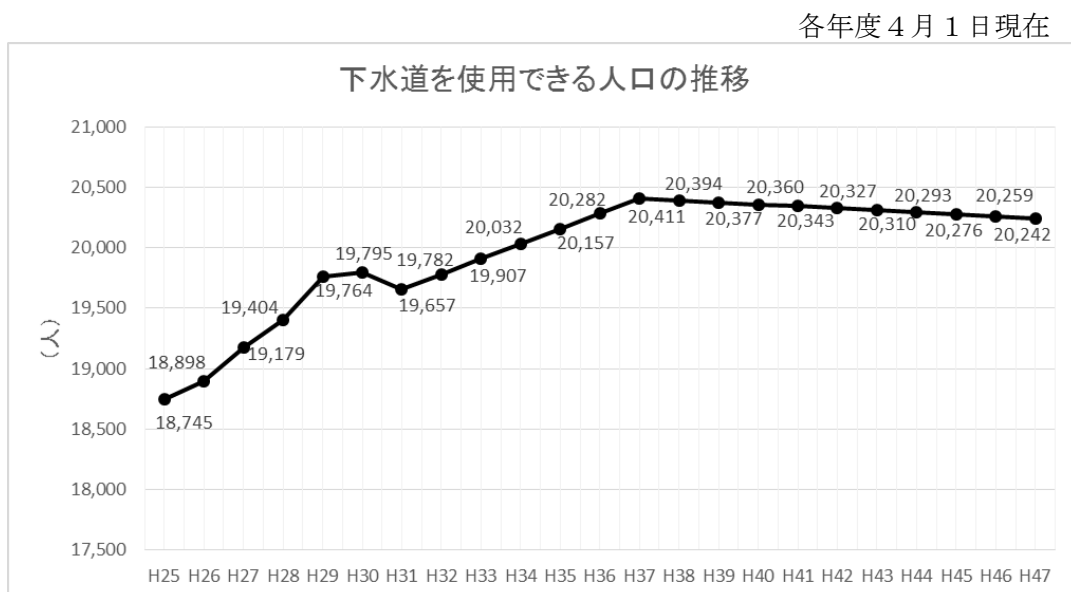
①人口

笠松町では、将来の行政人口を次の図のとおり推計しています。

平成 28 年度に策定した「笠松町汚水処理施設整備構想」における将来人口の推計値では、平成 47 年度まで人口減少を予測しています。

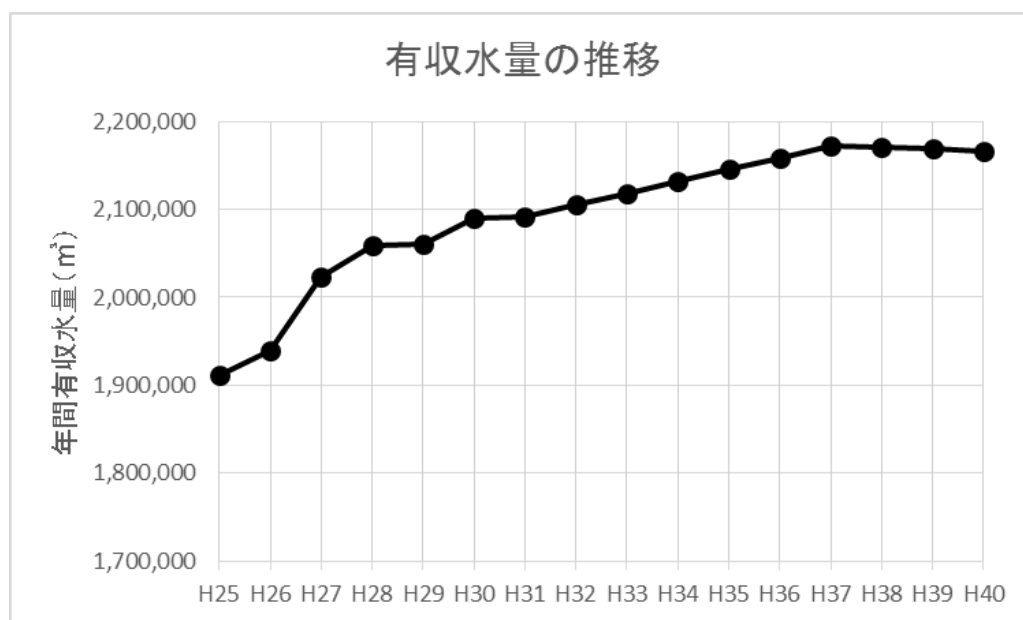


下水道を使用できる人口は、平成 30 年度に整備を行っていない影響もあり、行政人口の減少に伴い減少しますが、平成 31 年度から整備面積の拡大により平成 37 年度までは増加を予測していますが、それ以降は減少に転じるとしています。

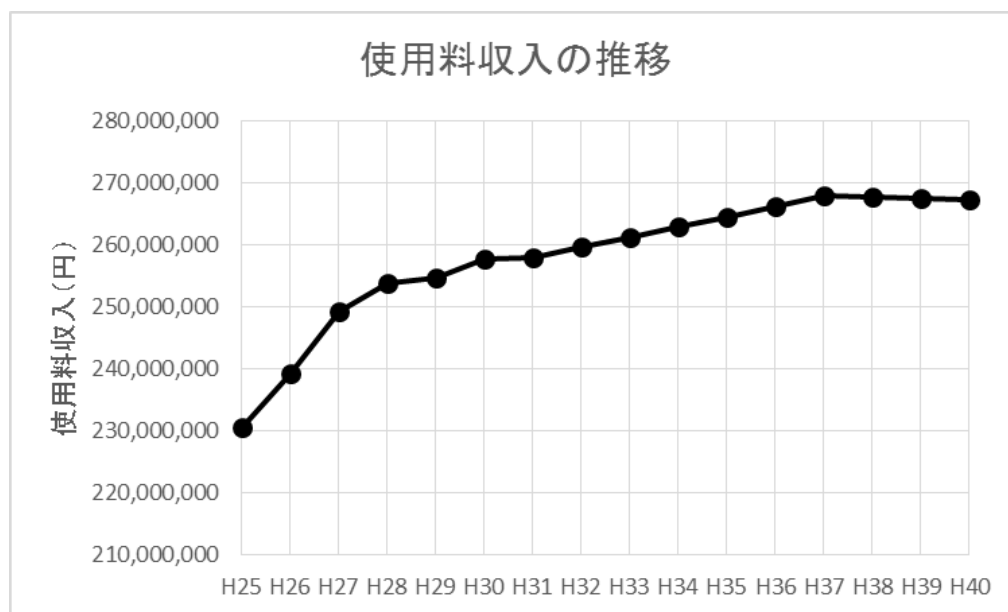


②有収水量と使用料収入

使用料の対象となる有収水量の値は、下水道を利用している人口（水洗化人口）の増減により左右されます。平成 29 年度の実績から有収水量を推計すると下図のとおり平成 37 年度までは増加を予測していますが、それ以降は減少に転じるとしています。



次に使用料収入を推計すると、次の図のとおりになります。



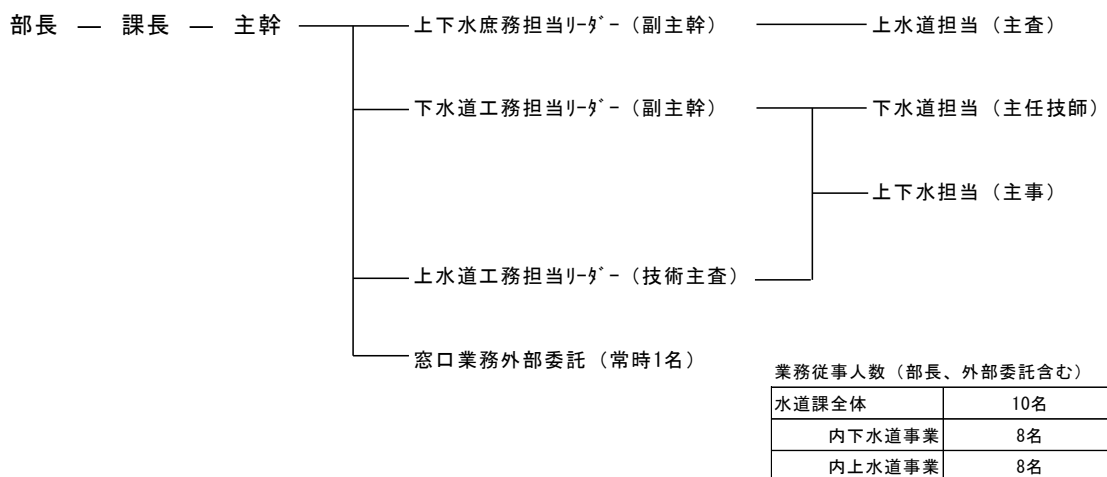
平成 31 年度からの整備面積拡大に伴い、有収水量及び使用料収入ともに平成 37 年度までは増加していきませんが、それ以降は減少に転じるとしています。

使用料は維持管理費等の財源として下水道経営の大きな基盤であることから、適正な使用料収入を確保する必要があります。

(3) 組織の見通し

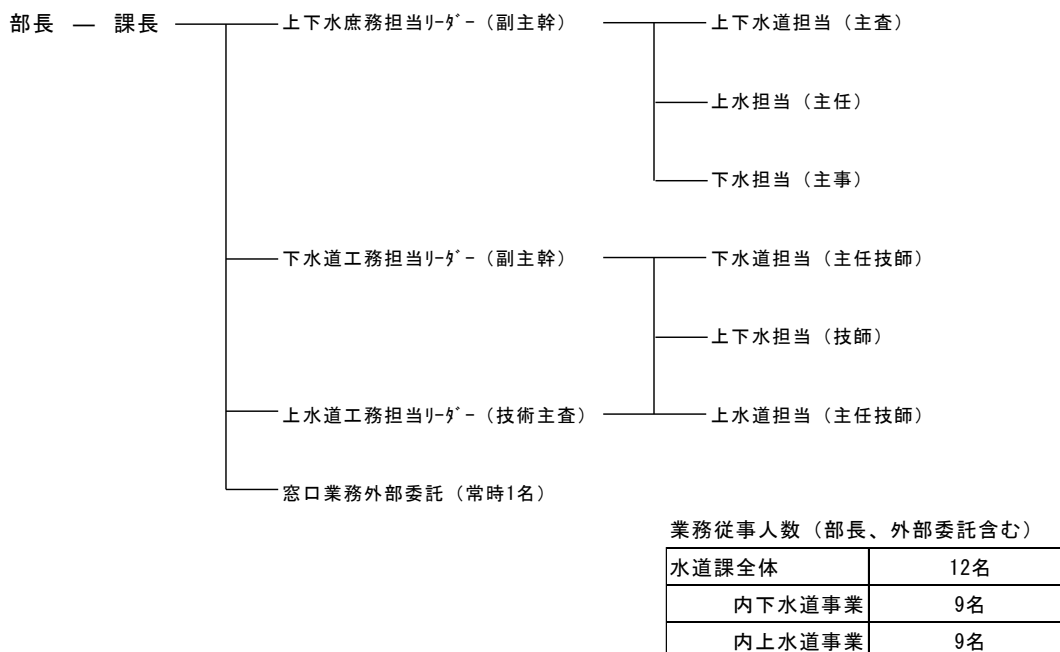
①現状（平成30年度現在の水道課全体組織体制）

現在、笠松町の水道課では、水道事業及び下水道事業の2事業を一つの課で担当しており、その人員配置は下図のとおりです。庶務担当も工務担当も効率的な組織運営を行うため、上下水道事業を兼ねて担当している職員がいます。



②法適化後

今後は、「経営の課題④職員配置の適正化、人材育成の推進」にあるように、下水道整備を集中的に進めること、また、平成31年度から企業会計を導入することから、工務担当職員、庶務担当職員ともに業務が増加します。地方公営企業として独立採算を維持しつつ、増加する事務量を考慮した上で、効率的な組織運営を行っていくために、下図のと通りの人員配置を理想とし、人事を所管する担当課にも定員適正化への要望をしています。しかし、他事業を含めた笠松町全体として職員配置の適正化を検討する必要があり、今後も実際に事業を運営する中で適正な人員配置を精査し、人事担当課と協議を行っていく必要があります。



③包括的民間委託の検討

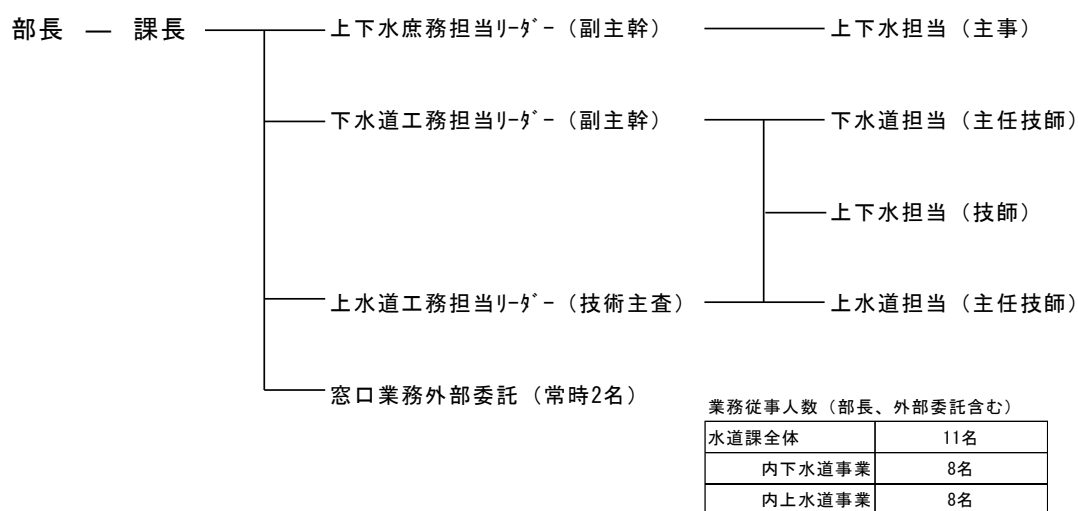
包括的民間委託とは、受託した民間事業者が創意工夫やノウハウの活用により効率的・効果的に運営できるよう、複数の業務や施設の運転や維持管理を包括的に委託することです。近隣市町においても、上下水道事業において、窓口業務から検針、徴収及び電算業務等を包括的に民間事業者に委託しています。

笠松町の上下水道事業では、既に窓口業務の一部を外部委託しておりますが、今後笠松町役場全体で職員の確保が困難となる中において、公営企業としてのサービスを持続的、かつ安定的に提供するためには、上下水道事業において、独自に人材の確保を検討しなければなりません。

下の図は、包括的民間委託を採用した場合の職員配置図ですが、理想的な人員配置となった状態からは、庶務担当において2名減り、包括的民間委託とした場合に総費用で2百万円弱の削減が期待できます。

現在上下水道事業で使用している料金・会計システムは、平成27年度から使用しており、5年の長期継続契約で平成31年度末までとなっています。システム改修費用は非常に高額となることから、使用可能な限り使用の方針で、それでも機器保守の関係上、最長で平成34年度までしか使用することができず、平成35年度には次期料金・会計システムを導入しなければなりません。既に外部委託している窓口業務もこのシステムに付随する形で契約しているため、この次期料金・会計システム導入時までには、人事所管課と連携しつつ、包括的民間委託の導入の可能性について検討を行います。

なお、今回の経営戦略における経費の試算においては、平成35年度から包括的民間委託を採用しており、上下水道事業で半額ずつを計上しています。



必要経費比較 (1年間当り)

現状維持	包括的外部委託
41,826,306 円	40,003,208 円
差額	-1,823,098 円

4. 経営の基本方針

下水道は、生活環境の改善、公共用水域の水質保全、衛生的な環境を維持するための重要な基盤施設であることから、これらのサービスを持続的かつ安定的に提供することが求められています。このため、「下水道サービスを持続的、かつ安定的に提供するための経営基盤を強化する」を基本方針とします。

5. 経営基盤強化への取組み

(1) 経営状況の「見える化」への対応

笠松町下水道事業では、平成 31 年度から法適化し、公営企業会計を導入します。公営企業会計は、発生主義に基づく複式簿記による財務処理を要求していますので、適正な収益及び費用の把握が可能となり、当年度純損益を算定できるようになります。また、資産・負債等のストック情報を把握することも可能となります。公営企業会計の導入により、経営指標の分析等による経営の現状や課題を客観的に把握するとともに、そうした指標等の公表による経営の透明性を確保し、経営基盤の強化を図ります。

経営指標の目標		H35	H40
経営の健全性	収益的収支比率(%)	82.13	93.22
	企業債残高対事業規模比率(%)	1,156.45	883.12
施設の効率性	水洗化率(%)	83.5	85.9
経営の効率性	使用料単価(円/㎥)	154	165
	污水处理原価(円/㎥)	212	200
	污水处理原価(維持管理費)(円/㎥)	93	93
	污水处理原価(資本費)(円/㎥)	119	107
	経費回収率(%)	72.3	82.6

(2) 使用料収入への対応

使用料収入を向上させるためには、水洗化率の向上、また、使用料改定を行い使用料単価を上げる必要があります。笠松町の下水道使用料は、月に 30 ㎥使用した場合において県内の町村では 2 番目に低い状況となっており、「経営の課題」にも示した一般会計からの基準外繰入金の抑制への対応も含めて、使用料改定を検討する必要があります。

① 水洗化率の向上

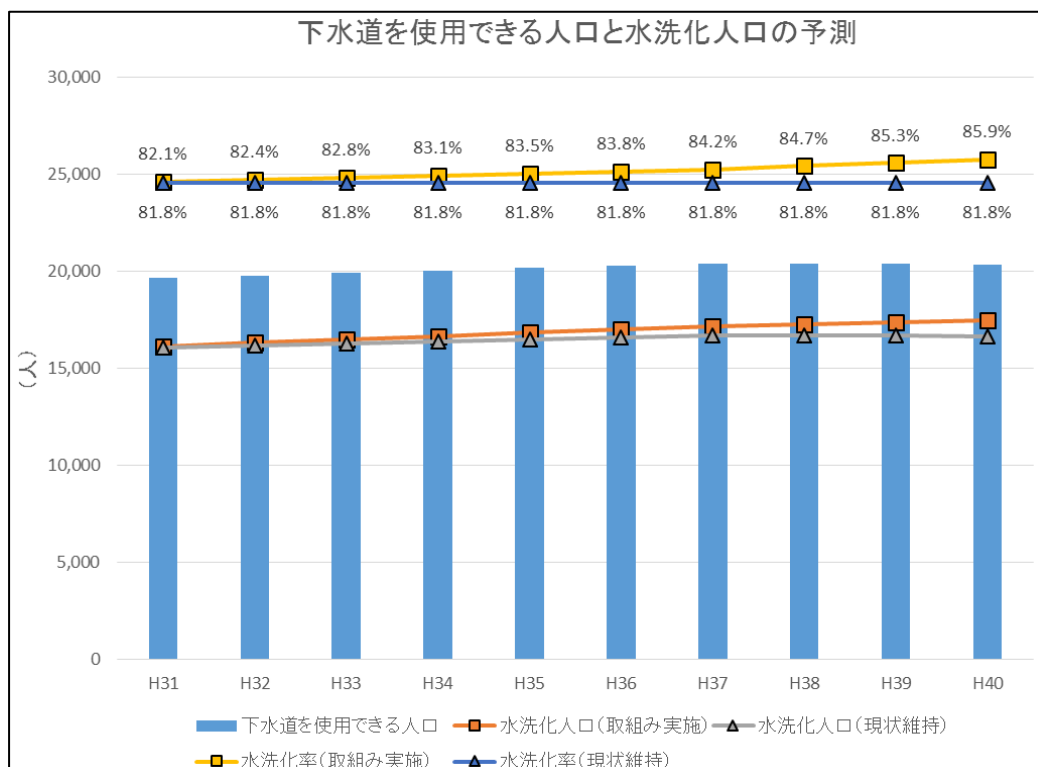
下水道を利用できるようになった区域については、その区域の皆さん全てに下水道を利用していただかなければ、本来の目的である生活環境や公衆衛生の向上と自然や水質の保全を達成することはできず、多額の税金や費用を使って建設しただけの効果が得られなくなってしまいます。笠松町の水洗化率は流域市町平均、類似団体平均からも大きく下回っているため、下記のとおり「笠松町污水处理施設整備構想」の最終年度である平成 47 年度までに、流域市町平均の 87.4%を越えて 90.0%まで引き上げます。経営戦略の計画期間である 10 年後の平成 40 年度までに水洗化率を 85.9%まで引き上げることを目標とします。

○水洗化率目標

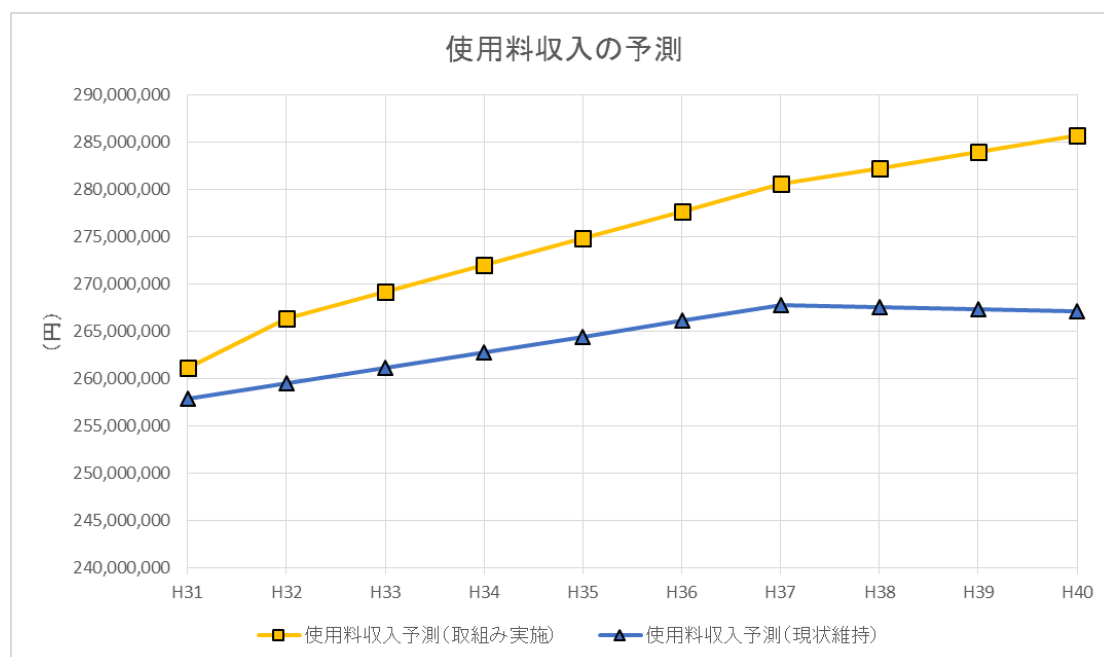
平成29年度 平成40年度（経営戦略） 平成47年度（笠松町污水处理施設整備構想最終年度）

81.8% → 85.9% → 90.0%

ここで、参考に現状維持の場合と取組みを実施した場合における、「下水道を使用できる人口」と「水洗化人口」の予測を下図に示します。



また、これに基づく使用料収入の予測は、下図のとおりとなり、平成38年度以降に減少に転じている使用料収入を取組みを実施することにより増加傾向とすることが可能であるため、今後、取組みを実施した場合の水洗化率等を用いて試算を行うものとします。



②使用料の改定

現在、笠松町の一般会計の財政状況も、非常に厳しい状況です。そこで使用料改定は、単年度収支を黒字にすることで、一般会計からの基準外繰入金無くすこと、また国が示す使用料単価 150 円/㎡を超えることを目標に、下記の3つのケースによる比較を行い、どの程度の改定が必要か検討を行います。また、改定の時期については、消費税の増税が平成31年10月に予定されているため、消費税増税にあわせて使用料改定するよう試算を行います。

ケース1	改定は行わず、不足分は基準外繰入金を受ける。
ケース2	使用料収入を単年度収支で黒字にし、基準外繰入金が0となるように引き上げる。
ケース3	使用料収入を基準外繰入金が0となるよう引き上げ、かつ使用料改定据置期間を最低3年持続できるようにする。

検討に当たって（全ケース共通）

- ・各改定率は平成30年度からの改定率とする。
- ・消費税10%増税、使用料改定時期は平成31年10月とする。

ケース1		(千円)									
改定なし		平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度	平成40年度
	歳入	955,704	951,281	939,398	913,615	886,944	844,794	815,479	759,575	730,273	706,707
	歳出	1,002,879	1,005,105	1,010,818	990,555	979,789	943,385	923,421	872,125	846,359	826,132
	単年度収支	-47,176	-53,823	-71,420	-76,940	-92,845	-98,591	-107,942	-112,550	-116,086	-119,425
	資金残高	-37,176									

改定を行わない場合は、基準外繰入金の解消ができない上、その額は、毎年増加傾向となる。

ケース2		(千円)									
		平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度	平成40年度
40% 値上	歳入	1,007,933	1,057,823	1,047,063	1,022,411	996,870	955,863	927,705	872,481	843,861	820,974
	歳出	1,007,192	1,014,790	1,020,605	1,000,446	989,782	953,482	933,624	882,389	856,685	836,520
	単年度収支	741	43,033	26,458	21,965	7,087	2,381	-5,919	-9,908	-12,825	-15,545
	資金残高	10,741	53,774	80,232	102,197	109,285	111,665	105,747	95,839	83,014	67,469
45% 値上	歳入							941,733	886,595	858,059	835,258
	歳出							934,899	883,672	857,976	837,818
	単年度収支							6,834	2,922	83	-2,560
	資金残高							118,500	121,422	121,505	118,945
50% 値上	歳入										849,541
	歳出										839,117
	単年度収支										10,425
	資金残高										131,930

40%の値上げをした以降、平成37年度、平成40年度にそれぞれ5%ずつ値上げを行う。資金残高に余裕があり、安定した余裕のある経営が可能となる。

ケース3		(千円)									
		平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度	平成40年度
30% 値上	歳入	994,876	1,031,187	1,020,147	995,212	969,388	928,096	899,649	844,255	815,464	792,407
	歳出	1,006,114	1,012,369	1,018,158	997,973	987,284	950,958	931,073	879,823	854,104	833,923
	単年度収支	-11,238	18,819	1,988	-2,761	-17,896	-22,862	-31,424	-35,568	-38,640	-41,515
	資金残高	-1,238	17,581	19,569	16,808	-1,087	-23,949	-55,374	-90,942	-129,582	-171,098
35% 値上	歳入				1,008,811	983,129	941,980	913,677	858,368	829,662	806,691
	歳出				999,209	988,533	952,220	932,348	881,106	855,394	835,221
	単年度収支				9,602	-5,404	-10,241	-18,671	-22,738	-25,732	-28,530
	資金残高				29,172	23,767	13,527	-5,145	-27,883	-53,615	-82,146
40% 値上	歳入							927,705	872,481	843,861	820,974
	歳出							933,624	882,389	856,685	836,520
	単年度収支							-5,919	-9,908	-12,825	-15,545
	資金残高							7,608	-2,300	-15,124	-30,670
45% 値上	歳入							941,733	886,595	858,059	835,258
	歳出							934,899	883,672	857,976	837,818
	単年度収支							6,834	2,922	83	-2,560
	資金残高							20,361	23,283	23,367	20,806

30%の値上げをした以降、平成34年度に5%、平成37年度10%の値上げを行う。資金残高に余裕はなく、常に資金ショートが起きないように注意した経営が必要となる。

使用料単価一覧表

料金改定なし	20% 値上	25% 値上	30% 値上	35% 値上	40% 値上	45% 値上	50% 値上
126	151	157	163	170	176	182	188

各値上率に対する使用料単価については、上表のとおりであり、20%以上の改定を行えば、国が示す使用料単価 150 円/㎡を超えることができる。

全国比較使用料単価（法適化済の下水道事業 総務省公表資料）

処理区域内人口 1万人以上3万人未満（笠松町 19,795人）

	80円以上 100円未満	100円以上 120円未満	120円以上 140円未満	140円以上 160円未満	160円以上 180円未満	180円以上 200円未満	200円以上	全国平均
自治体数	2 3%	1 2%	4 6%	18 29%	11 17%	14 22%	13 21%	169.3
20% 値上				151				
25% 値上				157				
30% 値上					163			
35% 値上					170			
40% 値上					176			
45% 値上						182		
50% 値上						188		

③検討のまとめ

ケース1の使用料改定を行わなかった場合、基準外繰入金は今後増加し続けていき、一般会計の財政を圧迫し問題を解決することができません。

ケース2では、基準外繰入金は解消し、また、単年度収支も常に黒字となり、資金残高にも余裕があり、不測の事態に備えることも可能であるため理想的な状態に近いと言えます。しかし、初年度の改定率が40%と非常に高く、使用料単価についても、同一規模の全国平均が169.3円/㎡に対して176円/㎡と上回り、使用者への負担が大変大きく現実的ではありません。

ケース3では、平成31年度のみ使用料改定時期が10月となることが影響して、わずかに資金残高不足は生じるものの、翌年度からは黒字が見込まれ、その後、実績を基に再度試算し、必要な改定率で段階的に値上げを行うことで基準外繰入を解消することが可能です。資金残高に余裕はないものの、その分使用者の負担を減らすことができ、また、使用料単価についても、全国平均が169.3円/㎡に対して163円/㎡と概ね全国平均と同等となることから、現時点ではケース3が適切であると考えられます。

参考に1世帯1か月あたりの月額下水道使用料の影響額を下表に示します。

設定条件 ケース3（およそ1世帯30㎡/月の生活排水）

消費税別

生活排水原単位 250ℓ/人・日

1世帯4人

1か月30日

	料金改定なし	平成31年度から	平成34年度から	平成37年度から
現行からの改定率（予定）		30%	35%	45%
下水道使用料金	3,190円	4,085円	4,335円	4,635円
現行からの差額		895円	1,145円	1,445円

④笠松町上下水道事業経営審議会

受益者・学識経験者の意見を踏まえた経営戦略の策定を行うため、笠松町上下水道事業経営審議会を設置し、笠松町下水道事業経営戦略（案）を基に審議して頂きました。

笠松町上下水道事業経営審議会の主な内容

回	検討項目	開催日
第1回	・ 委嘱状交付 ・ 会長、副会長の選出 ・ 諮問 ・ 上下水道事業の経営状況等について ・ 質疑応答	平成 30 年 10 月 29 日
第2回	・ 前回の振り返り ・ 前回の課題 ・ 使用料改定（案）の審議 ・ 答申骨子（案）の審議	平成 30 年 12 月 25 日
第3回	・ これまでの振り返り ・ 経営戦略（案）最終確認 ・ 答申（案）最終確認 ・ 答申	平成 31 年 2 月 4 日

審議会での審議の結果、笠松町の今後の下水道事業の健全な経営を図るため、経営の現状及び今後の見通しを踏まえた経営戦略（案）のとおり事業を推進し、使用料の改定については、ケース3が妥当であること、また、使用料の改定時期については、消費税率の改定が平成31年10月の見込みであるものの、その時期にかかわらず可能な限り早期に下水道使用料の改定を行うよう答申を頂き、この答申を基に、経営の基本方針である「下水道サービスを持続的、かつ安定的に提供するための経営基盤を強化する」の実現を目指します。



平成 30 年 12 月 25 日
審議会開催状況

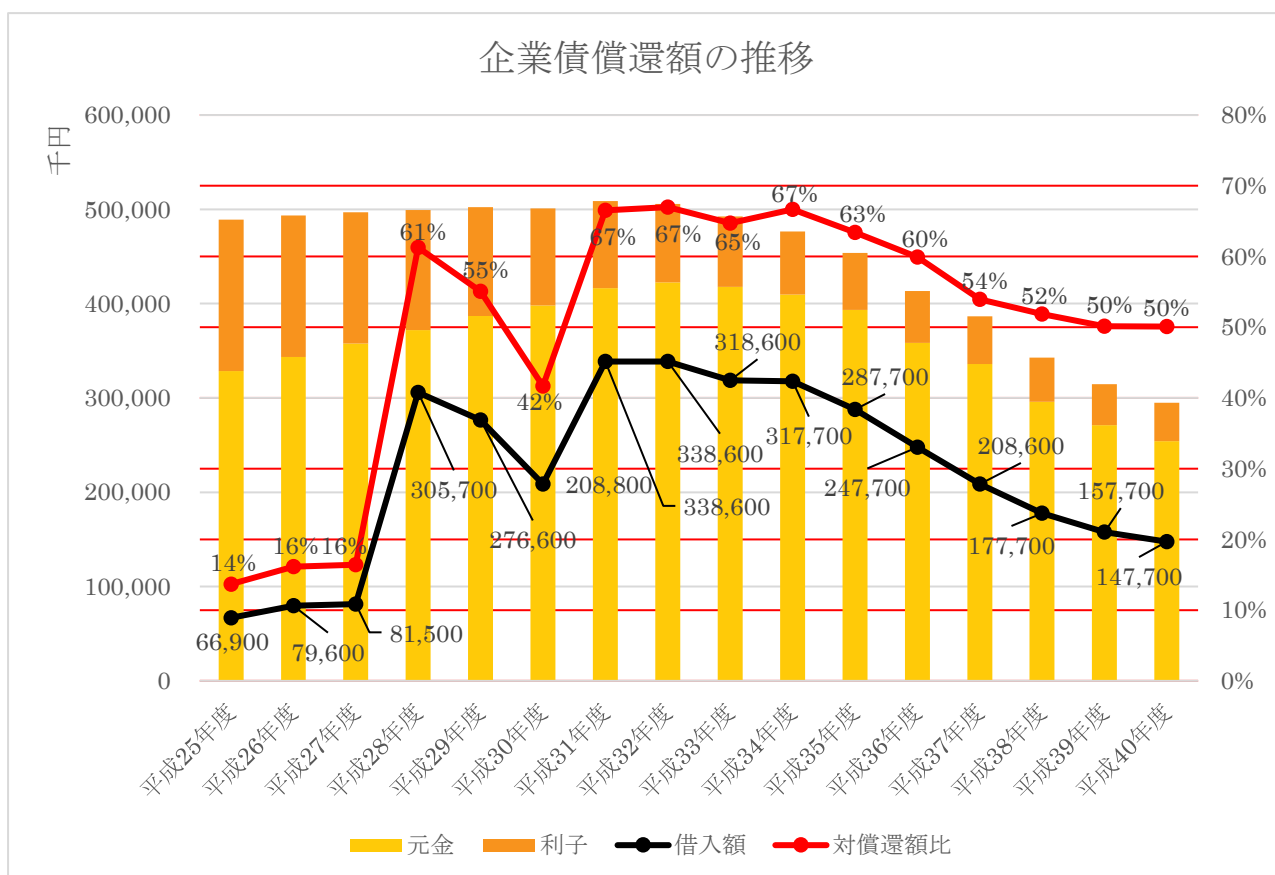


平成 31 年 2 月 4 日
審議会 会長から町長への答申

(3) 企業債への対応

管路の建設や更新、改良及び耐震化には多額の費用がかかります。その主たる財源の一つが企業債です。しかし、企業債の返済は将来世代が背負うこととなり、著しくその額が大きい場合には世代間格差が発生するという問題が生じます。

今後の企業債の発行額は、当該年度の企業債償還額の70%程度とし、企業債残高を減少させていく必要があります。下表は、過去5年から経営戦略策定期間の平成40年度まで、各種計画を盛り込んだ企業債償還額の推移です。企業債償還額は平成32年度から減少し、企業債の発行額を企業債償還額の70%程度とする目標も達成できる見込みです。



(4) 投資の合理化

笠松町の下水道管は、最も古いもので平成元年布設のもので、比較的新しく、全面的な布設替えが緊急に必要という状況ではありません。しかし、「下水道サービスを持続的、かつ安定的に提供するための経営基盤を強化する」ために、明確な目標を定め、膨大な施設の状況を客観的に把握、評価し、長期的な施設の状態を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理するストックマネジメントの導入を今後検討し、その計画を策定していきます。

(5) その他の取組み

技術継承のための人材育成を行っていくほか、民間委託も視野に入れながら施設管理や事務作業の効率化を図り、経費の抑制が出来るよう検討していきます。

(6) 収支計画の算出方法

項目		算出方法
収 益 的 収 入	営業収益（料金収入）	使用料単価と年間有収水量の予測から算出
	営業収益（その他）	過去5年平均により算出
	他会計補助金	3条基準内繰入金の予測から算出
	長期前受金戻入	現有資産＋年次別概算事業費の建設改良費(50年償却)における補助金、負担金の減価償却費相当額
	その他	過去5年平均により算出
収 益 的 支 出	職員給与費（基本給）	理想的な職員配置で算出（給与費等全てをここで計上）
	経費（修繕費）	効率化・適正化を図った上で事業の継続に必要な今後10年間の額を算出 法適化に伴い、今までは一般会計又は水道事業で負担していた分（例：通信運搬費等）を下水道事業会計で負担することとした分を計上
	経費（材料費）	井戸メーターの購入費で8年で1サイクルであるため、実績値から算出
	経費（その他）	効率化・適正化を図った上で事業の継続に必要な今後10年間の額を算出
	減価償却費	現有資産＋年次別概算事業費の建設改良費(50年償却)
	支払利息	現有企業債利息分＋年次別概算事業費の企業債利息分 利息 公共下水道、流域下水道債 0.7% 40年償還【5年据置 35年償還】半年賦元金均等償還 資本費平準化債、特別措置分 1.5% 20年償還【3年据置 17年償還】半年賦元金均等償還 地方公営企業法適用債 1.5% 10年償還【据置なし】半年賦元金均等償還
資 本 的 収 入	企業債	年次別概算事業費から算出した当年度企業債額
	他会計出資金	0
	他会計負担金	4条基準内繰入金の予測から算出
	国補助金	年次別概算事業費から算出した補助対象額の1/2
資 本 的 支 出	建設改良費	年次別概算事業費の工事費より
	企業債償還金	現有企業債元金分＋年次別概算事業費の企業債元金分 条件等は支払利息と同様

6. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の期間は10年としますが、毎年度進捗管理を行うとともに、3～4年を目途に適切な事後検証を行います。

事後検証に当たっては、経営戦略の達成度を評価し、また、「汚水処理施設整備構想」やそれを構成する「投資試算」「財源試算」と実績との乖離及びその原因を分析し、その結果を経営戦略やそれを構成する各計画の修正、次期計画の策定等の形で企業経営に反映させるPDCAサイクルを導入する必要があります。

経営戦略と実績の乖離が著しい場合には、経営戦略の見直しについて検討します。

このサイクルの実効性を担保し、また、企業経営の中に定着させるためには、評価結果を予算編成や定員管理等に反映させるルールを確立する必要があります。さらに、評価の過程において議会による審議、監査委員による監査等、学識経験者等が参加した上での評価等の手順を踏むことによって、評価の客観性が確保されるようにする必要があります。あわせて、各種の経営指標等を活用して経営規模等の類似する他の同種企業との経営状況の比較を行い、また同種企業における経営改善例を積極的に活用した経営分析を行い、計画の達成に向けた経営健全化・効率化の推進に努めることが必要です。

投資・財政計画
(収支計画)

(別表1)
(単位:円)

ケース3			当初から30%			当初から35%			当初から45%			(単位:円)	
年 度				平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度	平成40年度
区 分													
収益的収入	収益	1. 営 業 収 益 (A)	税抜	276,104,264	315,332,423	318,712,816	334,535,634	337,803,782	341,362,024	370,386,209	372,689,420	375,052,631	377,095,842
		(1) 料 金 収 入		275,522,864	314,781,023	318,101,416	333,804,234	337,272,382	340,780,624	369,834,809	372,078,020	374,321,231	376,564,442
		(2) 受 託 工 事 収 益 (B)											
		(3) そ の 他 非		581,400	551,400	611,400	731,400	531,400	581,400	551,400	611,400	731,400	531,400
		2. 営 業 外 収 益		194,681,085	186,365,183	198,110,593	178,652,410	191,486,480	207,851,954	229,869,996	227,158,492	232,246,777	229,172,009
	益 入	(1) 補 助 金		53,473,276	40,870,291	48,423,659	24,720,376	33,583,927	45,969,288	64,054,837	57,338,649	58,686,985	51,980,583
		他 会 計 補 助 金 不		53,473,276	40,870,291	48,423,659	24,720,376	33,583,927	45,969,288	64,054,837	57,338,649	58,686,985	51,980,583
		(2) 長 期 前 受 金 戻 入 不		137,955,133	142,242,216	146,434,258	150,679,358	154,649,877	158,629,990	162,562,483	166,567,167	170,307,116	173,938,750
		(3) そ の 他 税 抜		3,252,676	3,252,676	3,252,676	3,252,676	3,252,676	3,252,676	3,252,676	3,252,676	3,252,676	3,252,676
		収 入 の 計 (C)		470,785,349	501,697,606	516,823,409	513,188,044	529,290,262	549,213,978	600,256,205	599,847,912	607,299,408	606,267,851
収益的支出	収 益	1. 営 業 費 用		524,876,520	532,167,218	553,442,148	544,763,512	560,266,900	568,362,141	587,241,692	576,820,916	584,125,324	588,939,454
		(1) 職 員 給 与 費		19,124,436	19,124,436	19,124,436	19,124,436	11,920,564	11,920,564	11,920,564	11,920,564	11,920,564	11,920,564
		基 本 給 不		19,124,436	19,124,436	19,124,436	19,124,436	11,920,564	11,920,564	11,920,564	11,920,564	11,920,564	11,920,564
		退 職 給 付 費 他											
		(2) 経 営 費		167,734,126	170,902,797	188,055,700	175,255,037	193,605,823	197,344,591	211,867,668	197,324,865	200,272,800	200,730,456
	支 出	動 力 費 税 抜		3,774,226	3,842,396	3,842,142	5,250,579	5,489,251	5,862,115	4,655,924	6,031,595	6,058,787	6,126,957
		修 繕 費 税 抜		404,346	320,481	411,069	599,990	164,940	221,900	343,519	259,126	404,346	320,481
		材 料 費 一 部 抜		163,555,554	166,739,919	183,802,489	169,404,468	187,951,633	191,260,576	206,868,226	191,034,144	193,809,667	194,283,017
		(3) 減 価 償 却 費 不		338,017,958	342,139,985	346,262,012	350,384,039	354,740,513	359,096,986	363,453,460	367,575,487	371,931,960	376,288,434
		2. 営 業 外 費 用		116,044,061	106,644,380	99,370,715	89,996,162	84,148,466	78,633,368	75,216,954	69,412,751	65,472,907	61,357,675
経常損益	支 出	(1) 支 払 利 息 非		92,468,796	83,088,923	74,563,195	67,034,032	60,531,315	54,970,541	50,520,081	46,812,090	43,590,572	40,570,672
		(2) そ の 他		23,575,265	23,555,457	24,807,520	22,962,130	23,617,151	23,662,827	24,696,873	22,600,661	21,882,335	20,787,003
		支 出 の 計 (D)		640,920,581	638,811,598	652,812,863	634,759,674	644,415,366	646,995,509	662,458,646	646,233,667	649,598,231	650,297,128
		経 常 損 益 (C)-(D) (E)		△ 170,135,232	△ 137,113,992	△ 135,989,454	△ 121,571,630	△ 115,125,104	△ 97,781,531	△ 62,202,441	△ 46,385,755	△ 42,298,823	△ 44,029,277
		特 別 利 益 (F)											
	損 失	特 別 損 失 (G)											
		特 別 損 益 (F)-(G) (H)											
		当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)		△ 170,135,232	△ 137,113,992	△ 135,989,454	△ 121,571,630	△ 115,125,104	△ 97,781,531	△ 62,202,441	△ 46,385,755	△ 42,298,823	△ 44,029,277
		繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)		△ 170,135,232	△ 307,249,224	△ 443,238,678	△ 564,810,308	△ 679,935,412	△ 777,716,943	△ 839,919,384	△ 886,305,139	△ 928,603,961	△ 972,633,238
		流 動 資 産 (J)		6,274,662	26,163,801	28,242,680	38,273,098	32,963,438	22,818,499	30,445,069	33,428,641	33,572,850	31,073,597
流動負債	流 動	う ち 未 収 金		7,512,470	8,582,892	8,673,427	9,101,583	9,196,147	9,291,803	10,084,001	10,145,165	10,206,329	10,267,493
		負 債 (K)		478,760,129	474,147,327	465,896,987	451,917,161	417,029,774	394,706,750	352,498,210	329,663,606	312,939,298	299,093,902
		う ち 建 設 改 良 費 分		422,457,309	417,844,507	409,594,167	393,272,096	358,384,709	336,061,685	295,961,419	271,018,541	254,294,233	240,448,837
		う ち 一 時 借 入 金											
		う ち 未 払 金		56,302,820	56,302,820	56,302,820	58,645,065	58,645,065	58,645,065	56,536,791	58,645,065	58,645,065	58,645,065
	累 積 欠 損 金 比 率 ((I)/(A)-(B)) × 100)												
		地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)											
		営 業 収 益 ー 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)		276,104,264	315,332,423	318,712,816	334,535,634	337,803,782	341,362,024	370,386,209	372,689,420	375,052,631	377,095,842
		地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)											
		健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)											
		健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)											
	事 業 の 規 模	健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 模 (P)											
		健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)											

※経常損益(E)欄については、計画期間内は赤字となっていますが、今後の経営にあたり、経費削減或使用料収入の増加に取組み、中長期的には黒字に転換できるよう努めています。

投資・財政計画
(収支計画)

(別表2)
(単位:円)

ケース3

年 度 区 分			平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度	平成40年度
資本的収支	資本的収入	1. 企業債	338,600,000	338,600,000	318,600,000	317,700,000	287,700,000	247,700,000	208,600,000	177,700,000	157,700,000	147,700,000
		うち資本費平準化債	200,000,000	200,000,000	180,000,000	170,000,000	140,000,000	100,000,000	70,000,000	30,000,000	10,000,000	
		2. 他会計出資金										
		3. 他会計補助金	208,223,440	211,228,655	208,922,254	204,797,084	196,636,048	179,192,355	168,030,843	147,980,710	135,509,271	127,147,117
		4. 他会計負担金										
		5. 他会計借入金										
		6. 国(都道府県)補助金	90,100,000	90,100,000	90,100,000	90,100,000	90,100,000	90,100,000	90,100,000	90,100,000	90,100,000	90,100,000
		7. 固定資産売却代金										
		8. 工事負担金										
		9. その他										
		計 (A)	636,923,440	639,928,655	617,622,254	612,597,084	574,436,048	516,992,355	466,730,843	415,780,710	383,309,271	364,947,117
		(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)										
		純計 (A)-(B) (C)	636,923,440	639,928,655	617,622,254	612,597,084	574,436,048	516,992,355	466,730,843	415,780,710	383,309,271	364,947,117
	資本的支出	1. 建設改良費	261,555,226	261,555,226	261,555,226	272,436,146	272,436,146	272,436,146	262,642,142	272,436,146	272,436,146	272,436,146
		うち職員給与費	18,015,420	18,015,420	18,015,420	18,015,420	18,015,420	18,015,420	18,015,420	18,015,420	18,015,420	18,015,420
		2. 企業債償還金	416,446,879	422,457,309	417,844,507	409,594,167	393,272,096	358,384,709	336,061,685	295,961,419	271,018,541	254,294,233
		3. 他会計長期借入返還金										
		4. 他会計への支出金										
		5. その他	24,449,390	24,449,390	24,449,390	24,449,390	24,449,390	24,449,390	24,449,390	24,449,390	24,449,390	24,449,390
		計 (D)	702,451,495	708,461,925	703,849,123	706,479,703	690,157,632	655,270,245	623,153,217	592,846,955	567,904,077	551,179,769
	資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)		65,528,055	68,533,270	86,226,869	93,882,619	115,721,584	138,277,890	156,422,374	177,066,245	184,594,806	186,232,652
	補填財源	1. 損益勘定留保資金	53,502,858	67,726,072	86,226,869	91,492,920	113,986,906	136,588,888	156,422,374	174,315,077	181,125,312	181,667,826
		2. 利益剰余金処分量										
		3. 繰越工事資金										
		4. その他	10,787,389	807,198		2,389,699	1,734,678	1,689,001		2,751,168	3,469,494	4,564,826
		計 (F)	64,290,247	68,533,270	86,226,869	93,882,619	115,721,584	138,277,890	156,422,374	177,066,245	184,594,806	186,232,652
	補填財源不足額 (E)-(F)		1,237,808									
	他会計借入金残高 (G)											
	企業債残高 (H)		4,296,231,802	4,212,374,493	4,113,129,986	4,012,135,819	3,906,563,723	3,795,879,014	3,677,517,329	3,550,155,910	3,436,837,369	3,330,243,136

○他会計繰入金

(単位:円)

区 分 \ 年 度		平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度	平成40年度
収 益 的 収 支 分		53,473,276	40,870,291	48,423,659	24,720,376	33,583,927	45,969,288	64,054,837	57,338,649	58,686,985	51,980,583
	うち基準内繰入金	53,473,276	40,870,291	48,423,659	24,720,376	33,583,927	45,969,288	64,054,837	57,338,649	58,686,985	51,980,583
	うち基準外繰入金										
資 本 的 収 支 分		208,223,440	211,228,655	208,922,254	204,797,084	196,636,048	179,192,355	168,030,843	147,980,710	135,509,271	127,147,117
	うち基準内繰入金	208,223,440	211,228,655	208,922,254	204,797,084	196,636,048	179,192,355	168,030,843	147,980,710	135,509,271	127,147,117
	うち基準外繰入金										
合 計		261,696,716	252,098,946	257,345,913	229,517,460	230,219,975	225,161,643	232,085,680	205,319,359	194,196,256	179,127,700

語句の解説

あ行

一般会計繰出金（いっばんかいけい くりだしきん）

地方公共団体には、教育や福祉、土木など基本的な行政運営の経費をまかなう一般会計と、公共料金や利用料など独自の収入がある特別会計という2つの財布がある。具体的に特別会計とは水道事業、下水道事業、国民健康保険などの事業であるが、これらの事業運営で歳入が不足などした場合、地方公共団体は一般会計から特別会計へ資金を融通している。一般会計から見て「繰出金」、特別会計から見て「繰入金」と呼ぶ。

か行

企業会計（きぎょうかいけい）

従来の官庁会計方式による現金収支のみの管理ではなく、複式簿記・発生主義によって会計処理をすること。これまでの現金収支のみの会計にはなかった資産の管理、減価償却等の考え方を導入する。

起債、企業債（きさい、きぎょうさい）

地方公共団体が行う借入金を地方債といい、公営企業会計における地方債については企業債という。その借入れを行うこと、または行った借入れを起債という。借入れの返済について、その元本部分については償還元金、利子部分については償還利子といい、元金と利子をあわせたものを起債元利償還金という。また、未返済の借入金元金のことを起債残高という。地方公共団体が行う借入れは、国との協議における同意や届出などが必要とされており、借入れできる金額についても、決められた事業の事業費の一定割合について認められるなど制限がある。

木曽川右岸流域下水道（きそがわうが りゅういきげすいどう）

岐阜県内の10市町が整備、管理する流域関連公共下水道から排出された汚水を処理するために、岐阜県が整備した幹線管渠、中継ポンプ場、終末処理場等の総称。終末処理場は、各務原市にある。

基本使用料（きほんしょうりょう）

使用水量の有無にかかわらず賦課される使用料。

供用開始（きょうようかいし）

下水道を使用することができるようになること。

激変緩和（げきへんかんわ）

急激な変化を防ぐこと。

高度経済成長期（こうどけいざいせいちょうき）

1955 年（昭和 30 年）～1973 年（昭和 48 年）の期間。

国庫補助金（こっこほじょきん）

特定の施策を奨励するため、あるいは財政を援助するために国が地方公共団体に交付するお金。

さ行**資本費平準化債（しほんひ へいじゅんかさい）**

下水道事業は先行投資により施設を整備するため、その負担をすべて使用者に求めると、下水道使用料を高くせざるを得ない状況となり、後年の使用者から徴収すべきところを現在の使用者が負担することになり、世代間の公平性を欠くことになる。その対策として資本費（元金償還金）の一部を後年度に繰り延べるために発行する企業債のこと。

処理区域内人口密度（しよりくいきない じんこうみつど）

処理区域内面積 1 h a 当りの処理区域内人口を表す。

従量使用料（じゅうりょう しょうりょう）

使用水量の多寡に応じ、水量と単位水量あたりの価格により算定し、賦課される使用料。

水洗化率（すいせんかりつ）

下水道を利用できる人口の中で実際に下水道を利用している人口の割合。

整備率（せいびりつ）

計画区域の全面積における整備済面積の割合。

た行

地方公営企業（ちほうこうえいきぎょう）

地方公共団体が経営する企業を総称して地方公営企業という。代表的なものとして水道事業、病院事業、下水道事業など。

当年度純損益（とうねんどじゅんそんえき）

公営企業会計における1会計年度に計上されるすべての収益から、すべての費用を差し引いて計算される当年度の最終的な利益または損失のことであり、企業の業績（経営成績）を表す。

独立採算性（どくりつさいさんせい）

公営企業がその経費を事業経営に伴う収入で賄うこと。経費負担の公平性、企業経営の自主性の確保を目的としている。

は行

発生主義（はっせいしゅぎ）

現金の収支の有無にかかわらず経済活動の発生という事実に基づきその発生の都度記録し、整理する考え方で、民間企業の会計で採用されている。

普及率（ふきゅうりつ）

行政区域内人口の中で下水道を利用できる人口の割合。

複式簿記（ふくしきぼき）

一つの取引を借方（かりかた）と貸方（かしかた）という二つの側面から把握し記録する方法。

や・ら行

有収水量（ゆうしゅうすいりょう）

下水処理場で処理した全汚水量のうち、下水道使用料徴収の対象となる水量。

累進制（るいしんせい）

使用水量の増加に応じて使用料単価が高くなる使用料体系のこと。

西暦・元号対照表

西暦	元号		
	昭和	平成	新元号
1988 年	63 年		
1989 年	64 年	元 年	
1990 年		2 年	
1991 年		3 年	
1992 年		4 年	
1993 年		5 年	
1994 年		6 年	
1995 年		7 年	
1996 年		8 年	
1997 年		9 年	
1998 年		10 年	
1999 年		11 年	
2000 年		12 年	
2001 年		13 年	
2002 年		14 年	
2003 年		15 年	
2004 年		16 年	
2005 年		17 年	
2006 年		18 年	
2007 年		19 年	
2008 年		20 年	
2009 年		21 年	
2010 年		22 年	
2011 年		23 年	
2012 年		24 年	
2013 年		25 年	
2014 年		26 年	
2015 年		27 年	
2016 年		28 年	
2017 年		29 年	
2018 年		30 年	
2019 年		31 年	元 年
2020 年		32 年	2 年
2021 年		33 年	3 年
2022 年		34 年	4 年
2023 年		35 年	5 年
2024 年		36 年	6 年
2025 年		37 年	7 年
2026 年		38 年	8 年
2027 年		39 年	9 年
2028 年		40 年	10 年
2029 年		41 年	11 年
2030 年		42 年	12 年
2031 年		43 年	13 年
2032 年		44 年	14 年
2033 年		45 年	15 年
2034 年		46 年	16 年
2035 年		47 年	17 年